

令和2年6月15日

株主各位

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

株式会社横浜シーサイドライン

代表取締役社長 三上 章彦

### 第37期定時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、令和2年7月開催予定の第37期定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和2年6月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、令和2年7月下旬開催予定の第37期定時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

以上